

平成21年第2回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(平成21年10月20日)

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 平成21年10月20日(火)

○告示年月日 平成21年10月13日(火)

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成21年10月20日(火) 午後2時00分

○閉 会 平成21年10月20日(火) 午後2時55分

○出席議員(14名)

1番	炭 本 範 子	2番	山 本 喜 章
3番	木 村 浩 三	4番	阪 本 明 治
5番	上 好 忠 次	6番	山 口 勝 己
7番	佐々木 雅 彦	8番	宮 崎 睦 子
9番	青 山 まり子	10番	石 田 春 子
11番	岩 崎 宗 雄	12番	杉 浦 正 省
13番	中 野 重 高	14番	北 猛

○会議録署名議員

3番	木 村 浩 三	4番	阪 本 明 治
----	---------	----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木 村 要	理事(木津川市長)	河 井 規 子
理事(笠置町長)	松 本 勇	理事(和束町長)	堀 忠 雄
理事(南山城村長)	手 仲 圓 容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安 岡 誠		

○事務局職員出席者

事務局長	林 幸 造	主幹	福 田 全 克
主査	國 子 慶 順		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 8 号 相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 4 議案第 9 号 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例の件
- 第 5 議案第 10 号 福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 6 議案第 11 号 平成 21 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第 1 号)の件

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会

平成21年10月20日(火)

相楽会館 会議室

(午後2時00分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

10月も半ばを過ぎ、過ごしやすくなってきましたが、朝夕は寒さを感じる季節になってまいりました。議員の皆様方には、公私きわめてご多用のところ、ご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、平素から、議会運営にご理解、ご協力をいただき、高席からでございますが、重ねてお礼申し上げます。

さて、去る10月7日夜半から8日未明にかけて、過去10年で最強級の台風18号が、近畿、東海の一部を暴風域に巻き込みながら、紀伊半島の南海上を北上しました。相楽東部地域では、土砂災害警戒が発令されましたものの、大きな被害はなかったと聞き及んでいます。

一方、全国では、4名の方の尊い命が奪われ、大きな爪痕を残しました。

さて、本日提案されております議案は、去る8月11日の議会全員協議会において説明のありました、相楽消費生活センター設置にかかる条例改正案3件及び平成21年度一般会計補正予算(第1号)の計4件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げ、開会のあいさつとします。

ただ今の出席議員は全員で、定足数に達しております。

ただ今から、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事

○代表理事 議員の皆さん、こんにちは。

平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本議会は、各市町村の９月定例議会におきまして、本組合規約の変更について、御審議を賜りました結果に基づき、相楽消費生活センターの設置を、本組合の共同処理事務とすることで、５市町村長で協議を行い、京都府知事に規約変更の申請をし、去る１０月１６日に京都府知事の許可をいただいたことを受けまして、本組合の関係条例の一部改正、補正予算を上程させていただくため、開会をお願いさせていただきました。

また、本組合代表理事の任期につきましては、申し合わせで２か年としており、１０月２６日が任期となっております。去る８月２４日の理事会におきまして、互選により、引き続き、私が代表理事として選任されましたので、ご報告申し上げますとともに、引き続き、相楽地域における行政課題の解決のために、微力ではございますが、精一杯務めさせていただき思っておりますので、皆さま方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、去る９月１６日に発足しました、鳩山新内閣におきましては、各種公共事業の見直しや子ども手当の創設、高校授業料の無料化、後期高齢者医療制度の廃止、暫定税率の廃止などを公約に掲げ、現在、実施に向けた調整が進められておりますが、いずれも、事務処理や財源問題で地方に大きな影響が及ぶことが懸念されております。

とりわけ、国におきましては、平成２１年度第１次補正予算総額、約１４兆７千億円のうち、２兆９、２５９億円の執行見直しが去る１０月１６日に閣議決定されたところであります。

今後の動向によりましては、地方自治体の行財政運営に大きな混乱が生じることが危惧されていることから、各市町村においては、引き続き、情報収集と内容把握に努めてまいりたいと考えております。

また、新型インフルエンザにつきましても、弱毒性と言われながらも、国内においては死亡事例や重症化事例が発生するなど感染拡大が続いており、相楽地域においても、一部の小・中学校等において、学級閉鎖などが行われております。

こうした中、昨日、１９日には、国内で新型インフルエンザワクチンの優先接種が始まったところであります。

京都府内におきましても、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医師や看護師、救急隊員などの医療従事者を対象に順次、優先接種が行われ、引き続き、重症化のリスクが高い妊婦や基礎疾患をお持ちの方、幼児などを対象に、順次、接種が始まる予定とのことであります。

各市町村におきましては、引き続き、新型インフルエンザについての情報収集と情報提供に努め、関係機関とも十分に連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題であります。

今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、当組合の主な取り組みについて、ご報告いたします。

平成21年度におきましては、一般会計では、6億5,300万円、特別会計では1,330万円の予算で各種の事業を進めておりますが、特に一般会計では、大谷処理場の安定的な維持管理業務の推進や公共下水道事業の進展に伴うし尿くみ取り業者への代替業務について適切に対応をしているところであります。

また、特別会計では、7億円基金の運用益を活用しての相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどい、職員研修の実施、新規事業として、観光パンフレットの作成、観光シンポジウムの開催などの実施に取り組んでいるところであります。

なお、本臨時会にご提案いたします議案は、「相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ほか3件でございます。

十分ご審議いただき、原案のとおり可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第112条の規定により、議長において指名いたします。

3番 木村浩三議員、4番 阪本明治議員 を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る10月5日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第8号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 それでは、議案第8号の提案説明を申し上げます。

議案第8号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成21年10月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

相楽消費生活センターの設置に伴う消費生活相談員の報酬額を定めるとともに、通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

相談員の報酬額にあつては、予算の定めるところによるとしておりまして、京都府の相談員の報酬額を参考にして、19万1千円とするものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成22年3月1日とします。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

7番佐々木議員どうぞ。

○7番佐々木議員 7番佐々木です。8月の全員協議会の資料ではですね、非常勤嘱託という位置付けになっているんですね、で、非常勤嘱託というからイメージでは、要するにアルバイト職員であつて、前におられる皆さんと同じような扱いをできると。まあ、勤務時間は違いますけれども。今回の提案は、特別職という規定になっていて、11号議案でも報酬という扱いになっているわけですね。これは一体、どういう立場の方というね、もし特別職であつたら通勤手当ではなしに、費用弁償として支給することがあるんですけども、なんで通勤手当でいいのかという逆にね。だから、職員なのか特別職なのか曖昧な規定になっているんですね。どちらという理解をすればいいのか、私のこれまでの経験だと職員だったら通勤手当、特別職なら費用弁償というかたちで付けるのが会計的にもすっきりすると思うのですが、どういう位置付けのこれは身分になるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 事務局長です。ただ今の佐々木議員さんのご質問にお答えします。地方公務員の中でも、嘱託職員等については、条例上ですね、非常勤の特別職という言い方をしております。全協で説明した、嘱託職員では、これに基づきまして、当組合でですね、こういう嘱託職員の取扱規程というものを別に持っているわけでありまして。これによりまして、私も、従前は嘱託で掃除される方もおられたのですが、これと同等の扱い

をするということになっています。ちなみに木津川市、精華町さんでもそれぞれの例規集にも特別職っぽい位置付けで保健師とか保育士とかこういうかたちで嘱託という職員で雇用される場合は、こういう表現をされております。ただし、最近ですね、参与とか理事とかこういうかたちで特別に条例を作って、期間限定でやっているケースもありますけども、通常こういった嘱託職員は、半年とか1年とかあるいは3年とか限られた期間限定とかあるいは、非常に経験的、専門的な職種であって対応が困難であるというようなかたちでの位置付けである、こういうことでありますので、そういう意味において、法律上、制度上は問題ないと考えます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 特別職だとしたら、何故今提案されている条例に載っていないのですかというふうになると思うのですね。市町村長さんとか、議員さんとか監査委員とか一般的に言う行政委員さんを中心に、この表には特別職として入れているわけでありまして。今の発言だと、それ以外の嘱託職員さんも条例上は特別職でいくんだと。だから、どちらの扱いになるか、いまいちすっきりしない。

○議長 事務局長。

○事務局長 先ほど申しましたように、条例上と規則の2つの対応をしているわけですけども、私の場合でしたら、嘱託職員取扱規則という位置付けをしております。議員おっしゃるように、条例上の位置付けはないということであります。今回、消費生活相談員の位置付けを条例上明確にするべきであるという判断をもってですね、今回条例の中に予算の範囲内で、位置付けを、まず条例で作って、11月の定例議会で規則で改正を含めて、その中で運用させていただく、こういうことでしております。

○佐々木議員 意味わかるんですよ。条例上の位置付けをはっきりさせたいという考えであれば、改正案のところにその他の非常勤職員になると、消費生活相談員、卒の上にありますように公務災害、情報公開とかの審査会の委員さんとかと同じようにせずにですね、その他のという、かなり不明確というか、なんにでもとれるような条例上手続きがない嘱託等もその他の非常勤職員というならですよ、それを含むような表現になってしまってるわけですよ。条例上ではっきりさせたほうが、この仕事をする方、消費生活相談をする方として改正するほうが、より明確な規定になると思うのですが、その他の非常勤職員または予算の定める範囲内という表記になるのはどうかと思います。

○議長 答弁を求めます。会計管理者。

○会計管理者 会計管理者より代わって、答弁申し上げます。今回の部分につきましては、先程、事務局長よりご説明申し上げましたように、法的に定められました、俗にいいます、本来の特別職の職員ではなく、一般職に近い特別職であるということが

ございますので、他の特別職の方々と区分いたしますために、その職名を掲載しなかったということでもあります。まあ、そういったことはですね、予算も関連してまいりますけれども、今後、この広域事務組合での運営におきまして、このような、非常勤嘱託という特別職が多数にあるいは、複数に生じてくる可能性もございますので、その際には、予算をもって処置を行いたいというふうな意向もございますので、このようなその他の非常勤特別職という表現とさせていただきます。なお、最初のご質問のなかで、費用弁償の部分もご質問がございましたけれども、先ほど事務局長より申し上げましたように、条例上、明確に非常勤特別職というふうにやりますと、通勤手当が支給できませんので、一般職並みの通勤手当分を費用弁償として、条例上で位置付けたという内容でございます。以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第8号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行ないます。原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員であります。

よって、議案第8号、相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第4

議案第9号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 それでは、議案第9号の提案説明を申し上げます。

議案第9号相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について
相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成21年10月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

相楽消費生活センターの設置に伴う市町村分担金の負担割合を定めるもので、その負担割合は、広域圏、相楽会館に係る負担割合と同様とし、固定的経費にあっては、市町村割１００％、運営的経費にあっては、人口割１００％とするものであります。

なお、本条例の施行日は、平成２２年３月１日とします。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長「討論なし」と認めます。

これより採決を行ないます。

議案第９号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第９号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第５、議案第１０号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 それでは、議案第１０号の提案説明を申し上げます。

議案第１０号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例について

福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成２１年１０月２０日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

相楽消費生活センターの設置に伴い、講習室を改修するため、講習室を貸室から削除するものです。

なお、本条例の施行日は、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 議案の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第10号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第10号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長 日程第6、議案第11号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事

○代表理事 日程第6、議案第11号 平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）の件

それでは、議案第11号の提案説明を申し上げます。

議案第11号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について

平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を、別添のとおり定めます。

平成21年10月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

相楽消費生活センターの設置に伴い、平成21年度一般会計予算に、歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,960万円とするものであります。

ここで、相楽消費生活センターの概要について、ご説明いたします。

名称は、相楽消費生活センターとし、運営形態は、本組合が実施主体となり、相楽地域5市町村住民からの消費生活相談（多重債務相談を含む）を一元的に処理するものがあります。

場所は、相楽会館講習室を改修し、センターといたします。

開設日時は、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとしております。

相談体制は、消費生活専門相談員などの資格を有する相談員を3名雇用し、会館内での相談と巡回相談を行うものであります。

業務内容は、消費生活に係る相談、苦情及びあっせんに関すること、

消費生活に係る知識の普及及び啓発に関すること、

消費生活についての資料の収集及び情報の提供に関すること、

その他、消費生活の安定及び向上に関することであります。

開所日は、平成22年3月1日を予定しており、今後準備を進めてまいります。

これらの事業を推進するための事業費を予算化するものであります。

以上、平成21年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして提案説明といたします。

なお、詳細については、事務局から説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、原案のとおり、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局

○事務局 事務局の福田でございます。

それでは、議案第11号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ659,600千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

今回、平成22年3月1日より、ここ相楽会館内におきまして「相楽消費生活センター」を開設するに当たりまして、新しく4款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費の科目を創設いたしました。

1目、商工総務費として、6,600千円を予算措置するものであります。

その財源内訳としましては、府支出金5,982千円、一般財源、これは全額、市町

村分担金をお願いする訳ですが、６１８千円を見込んでおります。

まず、３月１日から業務を開始する予定でございますので、３月、一カ月分の消費生活相談員３人分の報酬、職員手当等人件費をそれぞれ計上させていただいております。

１節、報酬で５７３千円でございます。相談員は、国民生活センターが認定する、消費生活専門相談員、日本消費者協会が認定する、消費生活コンサルタント、日本産業協会が認定する、消費生活アドバイザーなどの資格を持った、いわゆる「くらしの専門家」の方を公募し、３人の方を非常勤嘱託職員として雇用する予定であり、その月額報酬は１９１，０００円としております。

額の決定に関しては、京都府消費生活安全センターにご相談をさせていただきました。京都府消費生活相談員は、１日７時間４５分の週３．５日勤務で月額報酬１６７，５００円でございます。当センターでは、１日７時間４５分の週４日勤務で１９１，０００円と設定いたしております。

３節、職員手当等に３０千円、相談員の通勤手当を措置しております。

４節、共済費８４千円、社会保険料と労働保険料であります。

なお、相談員の募集につきましては、年内中に募集をして、年明け１月中旬には採用試験、決定し、採用は３月１日付けとしております。

次に、１１節、需用費６３５千円、消耗品費として２９０千円。消費者行政の専門図書の購入と事務用品費でございます。

また、消費生活センターの周知のためのリーフレット、チラシ等の印刷費３２５千円を計上しております。

次に、１３節、委託料２００千円、１５節、工事請負費１，６０７千円を計上しております。これらは、相楽会館講習室をセンターに改修するための経費及びビジネスホン・ＰＩＯ－ＮＥＴ端末機４台配備のための回線工事費でございます。

８月１１日の全員協議会で説明させていただいた時は、通路、玄関ホールの段差解消のスロープ設置も含んで計画をしておりましたが、その後、京都府との協議の中で、現時点では国の財政支援活性化交付金を財源とした京都府基金は直接消費者センターにかかる部分しか補助金の対象にはならないとの方針が出されておりますので、今回の工事内容は「講習室」の改修工事のみと変更いたしております。

改修工事の内容ですが、講習室の既設アコーデオンカーテンを撤去し、壁の設置、クロス張替え、照明器具、コンセントの増設でございます。工事の予定ですが、年内に設計業者、工事業者の入札等の手続きをして、年明けには改修工事に着手できるように準備作業を進め、３月１日に開所できるように進めてまいります。

なお、スロープや手すりの設置、また、全員協議会でご意見を頂戴した「身障者トイレ」の設置につきましても、基金対象になるよう、また、府の未来づくり交付金などの別の

補助も含め、来年度予算編成に向け、財源確保に努めて、具体的に内容を検討する予定でございます。

次に、18節、備品購入費3,433千円を措置しております。センター事務所用の事務机、椅子、会議用机、書棚、ロッカーなどの庁用器具費1,020千円、相談員のノートパソコン3台とコピー複合機2,413千円でございます。

以上でございますが、相談員の人件費や消費生活相談窓口の開設にかかる臨時的経費は全額、京都府の基金の対象となるのですが、電話回線のうち、事務所部分などは一部基金対象外となっております。

次に、歳入でございます。

4ページをお願いします。

まず、1款、分担金及び負担金でございます。

消費生活センター分担金として、618千円を増額するものであります。

7ページをお願いします。

消費生活センター分担金割当表でございます。

先ほどご提案させていただいた分担金改正条例に基づきまして、分担金額618千円を電気代、電話代などの固定的経費は市町村割100%、150千円。事業活動により変動する経費、運営的経費は人口割100%、基金が当たらない回線工事の一部で468千円でございます。構成市町村の分担金額は合計欄に記載のとおりであります。負担率は、木津川市50.3%、笠置町6.0%、和束町8.1%、精華町28.5%。南山城村7.1%であります。

4ページにお戻り願います。

3款、府支出金、1項、府補助金、1目、府補助金として5,982千円を見込んでおります。

ご承知のとおり、国におきましては、「地方消費者行政活性化基金事業」として、都道府県に基金を創設して、消費生活相談窓口等の機能強化に向けた地方公共団体の取組を支援することになっており、平成20年度2月補正予算で全国150億円、京都府は3億円の基金を造成、平成21年度から3カ年で取り崩しをすることになっております。また、平成21年度6月補正予算でも110億円、経済危機対策関連事業で基金積み増しを行っており、そのうち京都府は2億2千万円と聞いておりますが、平成21年10月6日に消費者庁が「地方消費者行政活性化交付金の取扱いについて」を公表されましたが、その内容は、今年度の補正予算110億円のうち、80億円を執行し、30億円を執行停止とする方針であります。

ただし、現在各都道府県より要望している額については、全額確保しているとのことですので、京都府の基金造成額5億2千万円は確実に基金造成できるとのことです。

あります。

以上で、議案第11号につきましての補足の説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、議案の説明が終了しました。これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。佐々木議員。

○佐々木議員 朝9時から4時、勤務時間なのか開設時間なのかかわからないのですが、1日7時間45分というのがありますよね。9時から4時、昼休みなしで7時間しかないわけです。自由時間なしで、御飯なしで働くということになりますけれども、この7時間45分の計算根拠の中身と9時から4時の開設時間の関係はどうなっているのか。昼休憩はどうなっているのか。3人採用して常時、配置するという話ですが、1人は、各市町村に巡回するという話ですけれども、少なくとも、3人いるということは、週4日の勤務で、191,000円、3×4で週12コマ、ということは、6日間になる。これがもし、3人で、府のように3.5日だったら、3掛けて、10.5日だから、約5日間が、プラス、0.5が余ると。これが3人配置されると。2人配置が基本であって、場合によっては、3人配置も出てくるというかどうかという話ですね。それともう1個は、実数、庁舎というか、公共の施設の場合は、土日休みでなおかつ祝祭日とか年末年始がありますから、実質、年間220～230日の間ですか、対象日数っていうのは、それを考えた場合に当然この祝祭日はやらないわけでしょ。そこを勘案すると週4日、7時間45分という計算は、かなり余裕を持った計算になります。この計算自身はね、この兼ね合いは一体、どのような計算になっているのでしょうか。

○議長 事務局長

○事務局長 佐々木議員からの質問にお答えします。消費生活相談員さんの勤務時間については、われわれと同じです。朝8時30分から5時15分まで、9時から5時は、現在も最終決定に至ってはいませんが、相談時間については、9時から4時というふうに計画しています。お昼の時間、これは当然、昼休みの時間は必要なわけです。これは交代で考えております。現在、京都府下で、完全に毎日実施しているところは、3自治体ございます。週1日ないし3日は、8団体、未実施については、15団体。実施をされているところは、お昼を開設しているところは、半々ぐらいとなっておりますので、当然、市町村の皆さんとのご相談のなかでは、相楽についてはお昼もやっていきたい。当然、実施すれば、昼休みはとっていただくということになりますので、勤務時間と開設時間は、きちっと説明をしましたが、勤務時間と開設時間は、問題ないと思います。府の関係ですけれども、説明しておりますとおり、府の消費生活相談員については、現在は、週28時間で、いわゆる週4日の日と3日の日というのが交互にあり、3.5日と聞いております。148,900円と聞いておりますけれども、今回の消費者庁の設置に伴いまして、消費生活相談員の待遇改善を

していこうということになりまして、167,500円ということで引き上げをされたところでございます。時間あたりにしますと、若干、増えるということで、198,000円。さらに週5日にするということにしますと、だいたい、238,000円になります。これは、先程申し上げましたとおり、木津川市、精華町、各町村で、保健師さんとか、看護師さんという額と若干、高いのかなということになっております。

(テープ反転)

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 私は、高いか低いかを言っているではありません。3人雇って、2人を常駐させるということを前提で、おっしゃってるのに、この週4日というのは、計算があわない。だから、例えば、5日間のうち、2日をね、3日に1日を、今後、2人体制、巡回体制にする日があるんだという説明があるのならば、計算があうかもしれないんですけども、週4日で掛け算して、12コマ出るんでしょ。12コマで5日間しかないんだから、2日余るわけですよ。だから、その2コマをどっかへ持って行って、2人体制として、昼休みの交代要員として、シフト勤務なり、いろんな相談があれば、同時にみなければならぬ。そういうことになるのか、それとも、相談業務で、週明けとか、もしあるんだったら、その日は、2人体制にする。そうでないと、周辺で計算するということと、上下2人体制ですということとは、計算があわないんですね。もう一度申し上げるように、祝祭日を入れると実質、そんなにないので、余計に計算があわなくなる。体制上は、どのような体制になるんですか。2人、もう1人は、Bさんは、絶えず、市町村にまわっているのか、そうじゃなかったら、2人体制、もう1人の部分がもしあったら、もっと、はまってくるわけですね。計算からすると。だから、僕は、3人体制が出る可能性がわかるんです。今の12コマでいくと、そのところが、どういう体制ですかと。それが、もし、余剰にあるんだったら、多いよってなるかもしれないし、必要だと思ったら、出したらいいし。だったら、2人でって。それではわからないので、計算があわない。人数と、この単価の計算ではどうなりますか。

○議長 事務局長。

○事務局長 再質問にお答えします。今のご質問でございます。表で説明したら、よくわかるんですけども、通常、常時2人は、ここで、勤務していただきます。もう1人の方は、木津川市、ほかのそれぞれの町村へ、1日行っていただくと。週4日勤務ということになります。ここで、3人ということになります。

○議長 事務局

○事務局 私の方で説明をさせていただきます。國子でございます。佐々木議員からご質問があったものですね。例えば、1つ、1週間を例にとらせていただきますと、

月曜日から金曜日までで、A・B・Cさんということになります。例えば、Aさんが、月火水木までお勤めいただくと、Bさんが、火水木金までお勤めいただくと、Cさんが、月火水金までお勤めいただくというような形にいたしますと、今の例でいきますと、月曜日は、2人体制、火曜日から水曜日は、3人体制、木曜日から金曜日は、2人体制になると、まあ、こういうことでございます。巡回相談についてもですね、原則、週1回、木津川市を除く、4町村さんに巡回するというような議論もございましてですね、特にここは、予算化をしていないのですが、国民生活センターから、当初、立ち上げのときはですね、1人派遣していただくと、2人体制になって、1人が巡回することになったときには、来ていただくとかですね、そういう措置を京都府の安全センターでも、ご検討いただいているということでございますので、今、おっしゃるように、2人勤務のうち、1人出はるということが、3人の消費生活相談員のなかで、まわしていくと、そういうこともございますけれども、今、申し上げましたとおり、国民生活センターのほうから、そういう派遣相談員が来ていただいて、対応すると、そういう形にもしてございますので、立ち上げから問題のないような形の体制づくりに努めてまいりたいとかように思っております。以上でございます。

○議長 佐々木議員、よろしいか。

○佐々木議員 はい。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行ないます。

議案第11号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第11号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年第2回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さま及び理事者の皆さまの今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。本日は、大変ご苦勞様でした。

(午後2時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

会 議 録 署 名 議 員 木 村 浩 三

// 阪 本 明 治